

不法投棄と建設廃棄物

富士常葉大学
社会環境学部教授
杉山涼子
Ryoko Sugiyama



富士常葉大学に着任して四年余り、これまで見たことのなかったほど間近に富士山を眺める機会に恵まれている。雪をかぶった白い富士、夕日に映える赤い富士、晴天の日の青い富士、季節や天候に応じてすばらしい雄姿が目を楽しませてくれる。一見すると大自然の宝庫のような富士山であるが、自動車による排ガス、登山者による植生の破壊、トイレなど様々な環境問題があり、その中のひとつが廃棄物の不法投棄問題である。これが世界遺産への登録を阻んでいる大きな要因ともなっている。毎年、学生と一緒に、山麓に不法投棄された廃棄物を回収す

るボランティアに参加しているが、建設廃棄物らしきものを目にすることも少なくない。一人ひとりの環境を守る意識やマナーが重要であるとともに、有効な防止対策の必要性を強く感じている。

建設リサイクル法は、当時、産業廃棄物全体に占める建設廃棄物が排出量の二割、最終処分量の四割、不法投棄量の九割といわれており、建設廃棄物の排出量の増大が予測されることから、その解決策として平成十二年に制定された法律である。環境白書によると、平成十二年に新たに判明した産業廃棄物の不法投棄は

一〇二七件、約四〇・三万ト、これが平成二十一年度には二七九件、約五・七万トに減少している。これには、廃棄物処理法の罰則強化とともに、建設リサイクル法が一定の役割を果たしていると考えられる。しかし、平成十二年度は件数で六七％、量で六〇％だった建設廃棄物の不法投棄全体に占める割合は、平成二十一年度には件数で六九％、量で七三％と増加している。不法投棄全体としては減少傾向にあるものの、依然として建設廃棄物の占める割合は高く、排出量の多い建設廃棄物問題を解決する必要性に迫られている。循環型社会の構築を目指して、3

Rの推進と適正処理の重要性は今さら言うまでもないが、建設廃棄物問題を抜本的に解決するためには、製品すなわち様々な構造物を設計する段階からライフサイクル全体を見据えて考えていかなければならない。

廃棄物の情報管理

建設廃棄物に限らず、不法投棄対策には廃棄物の情報管理が重要である。廃棄物処理法の中では電子マネーフエスト制度が規定されており、「IT新改革戦略」(平成十八年一月)において設定された普及率五〇％(平成二十二年度)を目標に取り組まれてきたが、平成二十二年度実績での普及率は二三％にとどまっている。情報が電子化されれば、リアルタイムで廃棄物の搬入先が明らかになり、どこで中間処理や最終処分されたかの情報を把握することが可能である。しかしながら、電子マネーフエストの普及率は目標にはるかに及ばず、電子マネーフエストの情報に現状では不法投棄対策としては有効に機能していない。建設業界として不法投棄対策を自ら率先することを示すためにも、電子化の推進と電子化した情報の活用が不可欠である。

出制度がある。建設リサイクル法の中では事前届出制が規定されているものの、実際には届出が必要な件数のうち七割程度しか行われていないということが明らかになっている。法遵守から届出の徹底を図ることは当然としても、建設リサイクル法の事前届出制度と廃棄物処理法のマネーフエスト制度の連携について検討する必要がある。これにより、工事の際の排出分別状況から、廃棄物の最終処分に至るまでの一連のものの流れを確実に把握したうえで、適正に工事が完了したという報告が行えるような情報管理システムの構築が望まれる。

解体業としての業態の確立

建設廃棄物の不法投棄のうち、特に解体工事から発生する建設廃棄物が不法投棄に回っていることが指摘されている。この問題に対処するためには、解体業のレベルアップを図り、社会的な信用度を高めていかなければいけない。建設廃棄物のリサイクルや適正処理という静脈産業の中で、解体業はきわめて重要な役割を果たしているが、解体業としての業態は法律で定められたものではなく、建設業の付随的な位置付けに甘んじているように思われる。解体技術の向上を図り不法投棄を減らすためにも、解体業を法的に位置づけるなどの対策が必要である。

建材・資材の履歴管理

構造物は身の回りで使用している製品と比べて、使用年数がとりわけ長い製品であり、構造物が寿命を終えるまで適正に管理し、役割を終えた構造物は適正にリサイクルや処理をしなければならぬ。そのためには、構造物に含まれる有害物質など建材、資材の履歴に関する情報が長期間にわたって追跡できるような管理システムが必要である。また、一般の製品では、Eコマークなどの様々な環境ラベルが消費者への情報伝達の手段として利用されており、建設業についても、消費者への情報伝達という可視化ツールを開発する必要がある。

建設業の特徴は様々な主体が複雑に関連していることである。分業化され、元請け、下請けという重層的な構造の中で、施主や発注者との意思疎通は欠かすことができない。各主体がそれぞれの役割を果たしつつ連携することにより、不法投棄をはじめとする建設廃棄物問題の解決につながることを期待したい。